

令和4年(ワ)第1190号 損害賠償請求事件

令和4年(ワ)第7301号 債務不存在確認請求事件

令和5年(ワ)第8023号 損害賠償等請求事件

原告 久野産業株式会社(外6名)

被告 株式会社豊(外3名)(独立参加人 東京海上日動火災保険株式会社)

証 拠 説 明 書

(1ページ～56ページ)


【丙3号証～丙44号証】


(別紙・証 拠)


(1ページ～374ページ)

令和6年10月15日

大阪地方裁判所 第3民事部合議3係 御中

被告 株式会社豊 
代表者代表取締役 三村 勝美

被告 合同会社クリンクリンナラ 
代表者代表社員 吉田 晟二

被告 吉田 晟二 

号 証	標 (原本・写しの 別)	目	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙3	<u>(株)豊 が保有 する</u> ， 令和3年 5月12日 付工事 請負契 約書1	写し	R3. 5. 12	株式会社豊 並びに 訴外株式会社 OAK彌榮	<p>① <u>令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 1頁目の， 最下段に， 訴外株式会社OAK彌榮が， 「4， 特約条項（別紙添付）」を， 自ら， 手書きで書き足し， 1頁目の， 最上部空欄に， 訴外OAK彌榮の実印を押して， 自ら， 手書きで「12字追加」と書き足した事実は， 訴外株式会社OAK彌榮は， (株)豊が保有する， 丙3の， 工事請負契約書1の， 契約内容を， 十分に， 理解をして， 合意した証拠</u></p> <p>② <u>令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 1頁目の， 最下段に， 訴外株式会社OAK彌榮が， 「4， 特約条項（別紙添付）」を， 自ら， 手書きで書き足し， 1頁目の， 最上部空欄に， 訴外OAK彌榮の実印を押して， 自ら， 手書きで「12字追加」と書き足した事実は， 令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 「特約条項」だけの内容では不明が多く， 補足資料の， 丙5「覚書」， 丙8「賃貸借契約書及び借地契約書」， 丙23「金銭消費貸借契約書」が， セットで， 丙3， 丙4の特約条項の内容の筋が通る証拠</u></p>	

号 証	標 (原本・写しの 目 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙4	<u>訴外株式会社OAK彌榮が保有する</u> ， 令和3年5月12日付工事請負契約書1	写し	R3. 5. 12	訴外OAK 彌榮 並びに 株式会社豊	<p>① <u>令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 1 頁目の， 最下段に， 訴外株式会社OAK 彌榮が， 「4， 特約条項（別紙添付）」を， 自ら， 手書きで書き足し， 1 頁目の， 最上部空欄に， 訴外OAK 彌榮の実印を押して， 自ら， 手書きで「12字追加」と書き足した事実は， 訴外株式会社OAK 彌榮は， 訴外株式会社OAK 彌榮が， 保有する丙4の， 工事請負契約書1の， 契約内容を， 十分に， 理解をして， 合意をした証拠</u></p> <p>② <u>令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 1 頁目の， 最下段に， 訴外株式会社OAK 彌榮が， 「4， 特約条項（別紙添付）」を， 自ら， 手書きで書き足し， 1 頁目の， 最上部空欄に， 訴外OAK 彌榮の実印を押して， 自ら， 手書きで「12字追加」と書き足した事実は， 令和3年5月12日付工事請負契約書1の， 「特約条項」だけの内容では不明が多く， 補足資料の， 乙3号証「覚書」， 丙8「賃貸借契約書及び借地契約書」， 丙23「金銭消費貸借契約書」， 丙39「土地賃貸借契約書」に， セットで合意出来ている証拠</u></p>	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙5	覚書	写し	R3. 5. 17	株式会社豊 並びに 訴外株式会社 OAK彌榮	覚書に、合意契約している、 事実が、丙3号証、丙4の、令 和3年5月12日付工事請負契約 書1の特約条項としての意味 が、成立している、証拠	
丙6	大型重 機墜落 での停 電のお 詫びと お知らせ	写し	R5. 5. 31	株式会社豊	被告株式会社豊の、ホームペ ージ上で、丙3、丙4の、令和3 年5月12日付工事請負契約書1 の、「 <u>特約条項</u> 」の内容につ いて、 <u>電子公告</u> で、詳細に告 知説明している事実が、丙3、 丙4、丙5の内容から、令和3年 5月12日付工事請負契約書1 が、成立している、証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙7	個人情報漏えいに関するお詫びとお知らせ	写し	R5. 5. 21	株式会社豊	<p>① 本件以外でも、株式会社豊の被害を、ホームページ上で、詳細に告知説明しているが無視される事実等は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険契約が成立して、保険金もそれぞれ受領しているのにも関わらず、支払いをしないどころか、契約内容に触れず、何とか保険を支払わないようにごまかしていることや、被害者らへの、救済を無視することは、契約した保険金を、横領した証拠</p> <p>② 本件以外でも、株式会社豊の被害を、ホームページ上で、詳細に告知説明しているが無視される事実等は、東京海上日動火災保険株式会社保険契約が成立して、保険金もそれぞれ受領しているのにも関わらず、支払いをしないどころか、契約内容に触れず、何とか保険を支払わないように隠蔽工作することや、被害者らへの、救済を無視することは、保険金を、支払うつもりがない証拠</p>	
丙8	建物賃貸借契約書及び借地契約書	写し	R3. 5. 1	株式会社豊 並びに 訴外株式会社 OAK彌榮	<p>建物賃貸借契約書及び借地契約書に、合意契約している、事実が、丙3、丙4、丙5、丙8、丙9で、令和3年5月12日付工事請負契約書1が、成立している、証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙9	前払い 賃料の 領収書	写し	R5.5.1	訴外株式会社 OAK彌榮	建物賃貸借契約書及び 借地契約書の、 領収書が存在する事実が、 建物賃貸借契約書及び 借地契約書が、 成立している、証拠	
丙10	訴外株 式会社 OAK 彌榮 のアス ベスト 調査結 果資料	写し	R3.3.31 (2021 年)	株式会社エ ル エフ関西	① 訴外株式会社 OAK 彌榮が、 提示した、アスベスト調査 結果資料本文の、「2. 試料 採取者」の、採取者名が、 記載されていない事実並び に、本来は、調査対象物件 建物の謄本上階数は、RC 8階であるのに、本文、 「4. 物件名称」には、明和 ビル (RC6F) と誤記の 記載がある事実並びに、ア スベスト調査場所を特定す る住所が、本文のどこにも 記載がない事実は、本文 の、「5. 分析結果」の分析 した調査対象試料が、どこ から持ち込まれた試料か を、特定することが出来な い証拠 ② 訴外株式会社 OAK 彌榮が、 提示した、アスベスト調査 結果資料「5. 分析結果」 の、「試料No.」の「a, b」 の、「定性分析結果」の、 「石綿の有無」が、「無」 との調査結果が記載されて いる事実は、所在地が、記 載されていないので、特定 は難しいが、調査した試料 には、法で定める以下の、 アスベスト含有である証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 11	本 件 工 事 現 場 で、 丙 10 を 近 隣 に 提 示 し て い る 状 況 写 真	写 し	R3. 10. 4	訴外株式会社 OAK 彌榮	本件工事現場の、西側道路面に、丙 10 のアスベスト調査結果表を掲示している事実は、公衆に、本件工事現場では、アスベストの危険性が無いと、近隣に周知している証拠
丙 12 -①	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021. 5 /13 (4 頁)	原本	R3. 5. 13	株式会社環境 公害センター	2021 年 5 月 13 日付石綿分析結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一覧」の、「検体No.1」の、「定性分析結果」の、「石綿の有無」に、「有」と記載がある事実は、本件解体工事の建物に、アスベストが有る証拠で、解体撤去するのに、石綿障害予防規則第 3 条第 2 項に基づく、届出が必要で、解体・撤去するのに、石綿障害予防対策工事が、必要で有った証拠
丙 12 -②	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021. 5 /27 (9 頁)	原本	R3. 5. 27	株式会社環境 公害センター	2021 年 5 月 27 日付石綿分析結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一覧」の、「検体No.1」の、「定性分析結果」の、「石綿の有無」に、「有」と記載がある事実は、本件解体工事の建物に、アスベストが有る証拠で、解体撤去するのに、石綿障害予防規則第 3 条第 2 項に基づく、届出が必要で、解体・撤去するのに、石綿障害予防対策工事が、必要で有った証拠

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 12 -③	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021.5 /28-1 (7 頁)	原本	R3.5.28 -1	株式会社環境 公害センター	2021 年 5 月 28 日付石綿分析 結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一 覧」の、「 検体No.2 」の、「定 性分析結果」の、「石綿の有 無」に、「有」と記載がある 事実は、本件解体工事の建物 に、アスベストが有る証拠 で、解体撤去するのに、石綿 障害予防規則第 3 条第 2 項に 基づく、届出が必要で、解 体・撤去するのに、石綿障害 予防対策工事が、必要で有った証拠	
丙 12 -④	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021.5 /28-2 (7 頁)	原本	R3.5.28 -2	株式会社環境 公害センター	2021 年 5 月 28 日付石綿分析 結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一 覧」の、「 検体No.2 」,「 検体 No.3 」の、「定性分析結果」 の、「石綿の有無」に、 「有」と記載がある事実は、 本件解体工事の建物に、アス ベストが有る証拠で、解体撤 去するのに、石綿障害予防規 則第 3 条第 2 項に基づく、届 出が必要で、解体・撤去する のに、石綿障害予防対策工事 が、必要で有った証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 12 -⑤	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021. 6 /21 (10 頁)	原本	R3. 6. 21	株式会社環境 公害センター	2021 年 6 月 21 日付石綿分析 結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一 覧」の、「 検体No.3 」, 「 検体 No.4 」, 「 検体No.5 」の、「定 性分析結果」の、「石綿の有 無」に、「有」と記載がある 事実は、本件解体工事の建物 に、アスベストが有る証拠 で、解体撤去するのに、石綿 障害予防規則第 3 条第 2 項に 基づく、届出が必要で、解 体・撤去するのに、石綿障害 予防対策工事が、必要で有っ た証拠	
丙 12 -⑥	石 綿 分 析 結 果 報 告 書 _2021. 8 /30 (5 頁)	原本	R3. 8. 30	株式会社環境 公害センター	2021 年 8 月 30 日付石綿分析 結果報告書の、2 頁目、「4. 試料採取履歴及び分析結果一 覧」の、「 検体No.1 」, 「 検体 No.2 」の、「定性分析結果」 の、「石綿の有無」に、 「無」と記載がある事実は、 本件解体工事の建物の、「1 階通路壁」と「1 階内部柱」 には、法で定める、定量以内 の、建材で有った証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 13	ア ス ベ ス ト 対 策 解 体 撤 去 工 事 見 積 書	写 し	R3. 5. 10	総合建設コン サルタント業 康勝建設 株式会社 代表取締役 後藤勝昭	<p>① 本件解体建物である，大阪 市中央区島之内 2-11-18 の 明和マンション 8 階 RC ア スベスト解体撤去工事の， 2021 年 5 月 10 日付工事設 計書の，解体工事費が，10 億 8543 万 6041 円である事 実は，2021 年 5 月 10 日付 工事設計書が，循環型社会 の形成で必要な，解体工事 費用であることと，近隣へ のアスベスト暴露などをゼ ロにする，有害物質を適正 処理することを求めた工事 設計書である証拠</p> <p>② 本件解体建物である，大阪 市中央区島之内 2-11-18 の 明和マンション 8 階 RC ア スベスト躯体撤去工事の， 2021 年 5 月 10 日付工事設 計書の，工事費が，10 億 8543 万 6041 円である事実 は，10 億 8543 万 6041 円 の工事費を，明和マンショ ン 8 階建ての総延べ坪数， 360.858 坪で，除すと，坪 単価 300 万 7931 の，工事 費になる事実は，<u>つまり， 交通規制，騒音，振動，有 害物質の適正処理，近隣へ の有害物質暴露防止対策な どの，定まった，法を順守 した，解体撤去工事費用 が，坪単価 300 万 7931 円 である証拠</u></p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 14	緊 急 工 事 等 に 係 る 記 録 書	原 本	R3. 7. 17	株式会社みつ わ一級建築士 事務所代表取 締役社長 大和章朗 並びに 同、内山雅徳 並びに、 (株)豊代理 吉田ちづる 並びに、 同、田場勇人	<p>① 被害者であった、纏め役リーダーである久野産業株式会社久野実社長の指示で、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長の浮田明良氏らを集め、リーダーが、被害者らの補償を、全て、速やかに、保険対応できることを確認して、工事を指示した事実は、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長浮田明良氏が、皆に、嘘を言った証拠</p> <p>② 被害者であった、纏め役リーダーである久野産業株式会社久野実社長の指示で、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長浮田明良氏らを集め、リーダーが、被害者らの補償を、全て、速やかに、保険対応できることを確認して、工事を指示した事実は、久野産業株式会社代表取締役久野実社長が、工事の発注者である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -①	合 同 会 社 ク リ ン ク リ ン ナ ラ か ら 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 振 込 書	写 し R3. 7. 20	合 同 会 社 ク リ ン ク リ ン ナ ラ 並 び に 奈 良 信 用 金 庫 天 理 支 店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844136宛に、金 5,903,090 円</u>を、合同会社クリンクリンナラが、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、合同会社クリンクリンナラから、保険対応すると言って、賠償保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844136宛に、金 5,903,090 円</u>を、合同会社クリンクリンナラが、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、株式会社東京海上日動火災保険株式会社代理人の、<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -②	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 險 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 振 込 書	写 し	R3. 7. 20	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844138宛に、金 4,975,700 円</u>を、(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、賠償保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844138宛に、金 4,975,700 円</u>を、(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 (原本・写しの 別)	目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 15 -③	(株)豊 から 東京海 上日動 火災保 険株式 会社へ の保険 料の 支払 預金 取引 明細書	写し	R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 142,530 円</u>を、(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 142,530 円</u>を、(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -④	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 支 払 預 金 取 引 明 細 書	写し	R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 142,790 円を、</u>(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 142,790 円を、</u>(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 15 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -⑤	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 支 払 預 金 取 引 明 細 書	写 し	R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 635,940 円を、</u>(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 635,940 円を、</u>(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 (原本・写しの 別)	目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 15 -⑥	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 險 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 支 払 預 金 取 引 明 細 書	写し	R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 112,290 円</u>を、(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 112,290 円</u>を、(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -⑦	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 へ の 保 険 料 の 支 払 預 金 取 引 明 細 書	写し	R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 150,310 円を、</u>(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355宛に、金 150,310 円を、</u>(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -⑧	(株)豊 から 東 京 海 上 日 動 火 災 保 險 株 式 会 社 へ の 保 險 料 の 支 払 預 金 取 引 明 細 書	写し R3. 8. 25	(株)豊 並びに 奈良信用金庫 天理支店	<p>① 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 498,130 円</u>を、(株)豊が、電子振込した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、保険対応すると言って、企業総合保険の保険金を、だまし取った証拠</p> <p>② 2021年7月20日に、東京海上日動火災保険株式会社指定の口座、<u>三菱UFJ銀行、めいげつ支店、預金種目普通、口座番号 1844355</u>宛に、<u>金 498,130 円</u>を、(株)豊が、このタイミングで、電子振込した事実は、丙 14 の、緊急工事等に係る記録書のとおり、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長<u>浮田明良氏の指示</u>である証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 15 -⑨	賠償責任保険証券 (証券番号 Y 1624856 68)	写し	R3.6.24	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の合同会社クリン クリンナラの手元に、丙 15- ①の、賠償責任保険証券があ る事実は、東京海上日動火災 保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 4 時から令和 4 年 6 月 4 日午後 4 時まで (1 年 間) の、1 事故 50 億円の、賠 償責任保険契約を締結した証拠
丙 15 -⑩	賠償責任保険証券 (証券番号 Y 1624856 82)	写し	R3.6.24	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、 丙 15-②の、賠償責任保険証 券がある事実は、東京海上日 動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 4 時から令 和 4 年 6 月 4 日午後 4 時まで (1 年間) の、1 事故 50 億円 の、賠償責任保険契約を締結 した証拠
丙 15 -⑪	企業総合保険証券 (証券番号 D 1394778 47)	写し	R3.6.25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、 丙 15-③の、企業総合保険証 券がある事実は、東京海上日 動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 4 時から令 和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区 島之内 2-15-27 の建物に、 4,000 万円の、保険契約を締 結した証拠
丙 15 -⑫	企業総合保険証券 (証券番号 D 1515602 75)	写し	R3.6.25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、 丙 15-④の、企業総合保険証 券がある事実は、東京海上日 動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 4 時から令 和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区 島之内 2-15-27 の建物内設備 什器に、3,000 万円の、保険 契約を締結した証拠

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 15 -⑬	企 業 総 合 保 險 証 券 (証 券 番 号 D 1417733 84)	写し	R3. 6. 25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、丙 15-⑤の、企業総合保険証券がある事実は、東京海上日動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 4 時から令和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区島之内 2-11-14 の建物に、20,000 万円、建物内設備什器に、5,000 万円の、保険契約を締結した証拠	
丙 15 -⑭	住 ま い の 保 險 証 券 (証 券 番 号 D 1399223 23)	写し	R3. 6. 25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、丙 15-⑥の、住まいの保険証券がある事実は、東京海上日動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 8 時から令和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区島之内 2-11-15 の建物に、1,200 万円、家財に、2,000 万円の、保険契約を締結した証拠	
丙 15 -⑮	住 ま い の 保 險 証 券 (証 券 番 号 D 1380896 54)	写し	R3. 6. 25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、住まいの保険証券がある事実は、東京海上日動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 8 時から令和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区島之内 2-11-17 の建物に、5,900 万円、家財に、2,000 万円の、保険契約を締結した証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 15 -⑯	住 ま い の 保 険 証 券 (証 券 番 号 D 1432615 02) 写 し	R3. 6. 25	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、丙 15-⑧の、住まいの保険証券がある事実は、東京海上日動火災保険株式会社と、令和 3 年 6 月 4 日午後 8 時から令和 8 年 6 月 4 日午後 4 時まで (5 年間) の、大阪府中央区島之内 2-11-19 の建物に、30,000 万円、家財に、1,500 万円、高額貴金属等 (家財) 100 万円の、保険契約を締結した証拠	
丙 15 -⑰	(証 券 番 号 D 1235603 00) 超 ビ ジ ネ ス 保 険 } 事 業 活 動 包 括 保 険 }	R3. 4. 10	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、超ビジネス保険 (事業活動包括保険) 加入者票がある事実は、東京海上日動火災保険株式会社と、令和 3 年 4 月 1 日午前 0 時から令和 4 年 4 月 1 日午後 4 時まで (1 年間) の、工事に関する補償 (1 億円)、休業に関する補償 (10 億円)、賠償責任に関する補償 (1 億円) の保険契約を締結した証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 15 -⑱	(証券 番号 D 1422499 52) 超 ビジ ネス 保 険 ┌ 事業 活動 包括 保険 └	写し R3. 7. 21	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の、合同会社ク リンクリンナラの手元に、 超ビジネス保険（事業活動 包括保険）加入者票がある 事実は、東京海上日動火災 保険株式会社と、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時から令和 4 年 7 月 1 日午後 4 時まで （1 年間）の、工事に関す る補償（1 億円）、休業に 関する補償（10 億円）、 賠償責任に関する補償（1 億円）の保険契約を締結し た証拠	
丙 15 -⑲	(証券 番号 Y 1601234 98) 超 T プ ロテク ション ┌ 業務 災害 総合 保険 └	写し R3. 4. 7	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、 超 T プロテクション（業務災 害総合保険）証券がある事実 は、東京海上日動火災保険株 式会社と、令和 3 年 3 月 31 日 午後 4 時から令和 4 年 3 月 31 日午後 4 時まで（1 年間） の、業務災害補償特約、使用 者賠償責任補償特約、法律相 談費用補償特約などの、保険 契約を締結した証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 15 -⑳	(証券 番号 Y 1601235 77) 業 務 災 害 総 合 保 険 ┌───┐ 商 工 会 の 業 務 災 害 保 険 └───┘	写し R3. 4. 14	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の(株)豊の手元に、 業務災害総合保険(商工会の 業務災害保険)加入者票があ る事実は、東京海上日動火災 保険株式会社と、令和3年3 月31日午後4時から令和4年 3月31日午後4時まで(1年 間)の、業務災害補償特約、 使用者賠償責任補償特約(1 災害1億円)、法律相談費用 補償特約などの、保険契約を 締結した証拠	
丙 15 -㉑	(証券 番号 Y 1620958 38) 業 務 災 害 総 合 保 険 ┌───┐ 商 工 会 の 業 務 災 害 保 険 └───┘	写し R3. 7. 19	東京海上日動 火災保険株式 会社	保険契約者の合同会社クリ クリンナラの手元に、業務災 害総合保険(商工会の業務災 害保険)加入者票がある事 実、東京海上日動火災保険株 式会社と、令和3年7月1日 午前0時から令和4年7月1 日午後4時まで(1年間) の、業務災害補償特約、使用 者賠償責任補償特約(1災害 10億円)、法律相談費用補償 特約などの、保険契約を締結 した証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 16 -①	(株) 豊か ら 訴外 株 式 会 社 み つ わ 一 級 建 築 士 事 務 所 へ の 注 文 書	写し	R3. 7. 31	(株) 豊 代 表 取 締 役 社 長 三 村 勝 美	訴外株式会社みつわ一級建築士事務所に、注文内容の工期期間が、令和3年7月16日～令和3年7月31日までの、(株)豊からのコンサルティングの注文をした事実は、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長の浮田明良氏から、緊急で災害の対応をすることの指示があった証拠
丙 16 -②	訴 外 株 式 会 社 み つ わ 一 級 建 築 士 事 務 所 か ら (株) 豊 へ の 注 文 請 書	写し	R3. 7. 31	訴外株式会社 みつわ一級建 築士事務所代 表取締役 大和章朗 並びに (株)豊 代 表 取 締 役 社 長 三 村 勝 美	訴外株式会社みつわ一級建築士事務所が、捺印をして、(株)豊に注文請書を提出して、コンサルティング契約をした事実は、丙14の緊急工事等に係る記録書とおり、訴外株式会社みつわ一級建築士事務所を介して、久野産業株式会社の代表取締役である、久野実社長より、工事の依頼があった証拠
丙 17	(株) 豊 へ の 請 求 書	写し	R3. 7. 31	訴外株式会社 みつわ一級建 築士事務所代 表取締役 大和章朗	訴外株式会社みつわ一級建築士事務所が、(株)豊へコンサルティング料を請求した事実は、丙14の緊急工事等に係る記録書とおり、訴外株式会社みつわ一級建築士事務所を介して、久野産業株式会社の代表取締役である、久野実社長より、工事の依頼があった証拠

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 18	訴外 弁 護 士 法 人 あ す な る 法 律 事 務 所 が 受 領 し た 日 付 確 定 の 受 付 印 と 2021 年 8 月 9 日 付 請 求 書	写 し	R3. 8. 11	訴外弁護士法人あすなろ法律事務所 並びに 訴外株式会社みつわ一級建築士事務所	<p>① 訴外株式会社みつわ一級建築士事務所が、訴外弁護士法人あすなろ法律事務所へ、丙 17 の(株)豊への請求書と同じ、令和 3 年 7 月 31 日付請求書を提出して、訴外弁護士法人あすなろ法律事務所が、令和 3 年 8 月 11 日付の受付印を押した事実は、丙 14 の緊急工事等に係る記録書とおり、訴外株式会社みつわ一級建築士事務所を介して、久野産業株式会社の代表取締役である、久野実社長より、工事の依頼があった証拠</p> <p>② 訴外株式会社みつわ一級建築士事務所が、訴外弁護士法人あすなろ法律事務所弁護士岩本朗先生宛に、令和 3 年 8 月 9 日に、書類送付のご案内を作成した事実は、東京海上日動火災保険株式会社代理人の、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの奈良支店奈良支社次長の浮田明良氏が、保険対応の工事であることを指示していた証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 19 -①	東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさい宛 内容証明郵便 写し	R6. 7. 16	(株)豊 代表取締役社長三村勝美	<p>① 普通、賠償責任保険とは、偶然の事故により他人にケガをさせてしまい、他人が持っているものを壊してしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険です。法律上の損害賠償責任を負った場合に賠償金や弁護士費用などの損害を補償するところ、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、本件事故に関して、(株)豊が、既に東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいに報告しているものの、特約についてなど、一切、申請手続きの対応などもしない事実</p> <p>② (株)豊と東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいとの契約は、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの指示通りに、契約をしているにも関わらず、事故が発生した時に、保険の申請すら対応しないことや保険金の不払いは、2005年9月27日に「しんぶん赤旗」や国会で大々的に保険金不払い問題となっていた過去の問題を鑑みても、同じように、言葉巧みに保険を加入させ、事故があった場合は、加入している保険を使わせようとししないことは、</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				<p>東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいには、故意があり、また、重大な過失がある事実</p> <p>③ 東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、事故の立会や事故後の二次災害を回避する指示などをして、緊急対応する工事費などを、保険などで支払うと、大勢にうそをつき、工事を発注したりしたことや、2021年7月16日の本件の問題になっている大事故があった場合、(株)豊と東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいとの契約が、株式会社東京海上日動パートナーズかんさい代理店経由で、成立している場合には、事故で(株)豊などが保険支払いの対応が難しい時は、代理店が保険金の支払いを立て替えることなどが最高裁判所の過去の判例でもあるところ、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさい代理店は、代理店で加入している担当者の全ての保険契約の、複数年間含む、年間契約以上の保険金の全額を支払わなければ、保険対応しないと(株)豊らに、脅迫をして、(株)豊らからお金を騙し盗り支払いをさせた事実</p> <p>④ 保険の申請対応は一切せ</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				<p>ず、弁護士費用など訴訟費用に対応するどころか、逆に損害を増やす対応をしていくことは、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいらは、(株)豊を騙した事実。</p> <p>⑤ 東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、工事に専念できるように、また、対外的にも安心を作れることで、仕事が増えることなど、言葉巧みに保険を加入させるだけさせて、保険金を騙し盗ることは、2005年9月27日に「しんぶん赤旗」や国会で審議される問題となっていた行為以上の犯罪であるから、保険業を営む、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいらが、保険支払いの申請についての方法を企業ぐるみで隠すことや、保険の不払いの問題の事実</p> <p>⑥ 東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいの保険は、加入している場合は、有責、無責問わず、迅速に二次被害を防ぐべく、保険対応する約束も反故して、二次被害は、一切関係がない、知らなかったとは、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいが言えない事実</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
					⑦ 丙 19-①の、上記①から⑥の事実が、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、(株)豊らに対して、不法行為責任に因る賠償責任がある証拠	
丙 19 -②	東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさい宛の郵便物等配達証明書	写し	R6. 7. 17	日本郵便株式会社	東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいが、令和6年7月17日に、丙19-①の通知を、受領した事実は、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、請求された金額は、それぞれ自社の帳簿に、記帳しなければならない証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 20 -①	令和 2 年 7月 1 日 付 出向 契約 書	写し	R2. 7. 1	甲 株式会社豊 代表取締役 社長三村勝 美 並びに 乙 合同会社ク リンクリン ナラ 代表社員 吉田正 並びに 丙 吉田晟二	令和 2 年 7 月 1 日付 出向契約書で、 丙 奈良県天理市杉本町 179-17 吉田晟二 は、 出向期間令和 2 年 7 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 5 日まで、 乙 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 合同会社 リンクリンナラ 代表社員 吉田正 の会社から、 甲 奈良県天理市杉本町 179-17 吉田晟二様方 株式会社豊 代表取締役社長 三村勝美 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社ク リンクリンナラの社員である証拠	
丙 20 -②	令和 1 年 11 月 29 日付 出向 契約 書	写し	R1. 11. 29	1. 甲 合同会社ク リンクリン ナラ 職務執行者 株式会社豊 代表取締役 吉田登志子 並びに	令和 1 年 11 月 29 日付 出向契約書で、 10. 丙の、 奈良県天理市杉本町 179-17 吉田晟二 は、 出向期間令和 1 年 11 月 29 日 から令和 2 年 11 月 28 日まで (以降は、1 年毎に更新す る。)の内容で、	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
			2. 乙 株 式 会 社 NOAH 代表取締役 藤原文代	2. 乙 大阪府和泉大津市豊中町三丁目 14 番 10-3 号 株式会社 NOAH 代表取締役 藤原文代	
			3. 乙 株式会社 吉 田晟二 代表取締役 吉田晟二 並びに	3. 乙 東京都中央区築地三丁目 7 番 10 号 株式会社吉田晟二 代表取締役 吉田晟二	
			4. 乙 スモウ・ゾ ーン株式会 社 代表取締役 吉田晟二 並びに	4. 乙 東京都墨田区横綱一丁目 2 番 16 号 スモウ・ゾーン株式会社 代表取締役 吉田晟二	
			5. 乙 清水水産 株式会社 代表取締役 清水康雄 並びに	5. 乙 東京都中央区築地三丁目 7 番 10 号 清水水産株式会社 代表取締役 清水康雄	
			6. 乙 株式会社 クリエイト リソース 代表取締役 吉田晟二 並びに	6. 乙 静岡県三島市徳倉 925 番地 2 株式会社 クリエイトリソース 代表取締役 吉田晟二	
			7. 乙 株式会社 イー・エ ス・アイ 代表取締役	7. 乙 東京都品川区西五反田七丁目 22 番 17 号 株式会社 イー・エス・アイ 代表取締役 京塚光司	
			8. 乙 代表取締役	8. 乙 大阪市北区天神橋七丁目 3 番	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				京塚光司 並びに 8. 乙 康勝建設 株式会社 代表取締役 後藤勝昭 並びに 9. 株式会社 吉田晟二 代表取締役 吉田晟二 並びに 10. 丙 吉田晟二	2—703 号 康勝建設株式会社 代表取締役 後藤勝昭 9. 乙 沖縄県宜野湾市大山二丁目 22 番 1 号 株式会社吉田晟二 代表取締役 吉田晟二 の各社から、 1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 合同会社 クリンクリンナラ 職務執行者 株式会社豊 代表取締役 吉田登志子 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社クリン クリンナラの社員である証拠	
丙 20 -③	令和 3 年 7 月 1 日 付 出向 契約 書	写し	R3. 7. 1	1. 甲 合同会社ク リンクリン ナラ 代表社員 吉田正 並びに 2. 乙	令和 3 年 7 月 1 日付 出向契約 書で、 3. 丙の、 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 吉田晟二 は、 出向期間令和 3 年 7 月 1 日か ら令和 4 年 6 月 30 日まで（以 降は、1 年毎に更新する。） の内容で、	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				株式会社 海翔 代表取締役 藤原弘美 並びに 3. 丙 吉田晟二	2. 乙 沖縄県糸満市字潮平 569-1 スンジャビラ 203 株式会社 海翔 代表取締役 藤原弘美 の会社から、 1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 合同会社 クリンクリンナラ 代表社員 吉田正 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社クリン クリンナラの社員である証拠	
丙 20 -④	令和 3 年 10 月 1 日付 出向 契約 書	写し	R3.10.1	1. 甲 合同会社ク リンクリン ナラ 代表社員 吉田正 並びに 2. 乙 北都建設株 式会社 代表取締役 吉田晟二	令和 3 年 10 月 1 日付 出向契約 書 で、 5. 丙の、 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 吉田晟二 は、 出向期間令和 3 年 10 月 1 日か ら令和 4 年 9 月 30 日まで（以 降は、1 年毎に更新する。） の内容で、 2. 乙 北海道札幌市白石区東札幌二 条六丁目 2 番 9 号 北都建設株式会社 代表取締役 吉田晟二	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
			3. 乙 株式会社 ジャパント ラベル 代表取締役 吉田晟二 並びに 4. 乙 農業生産法 人有限会社 農友連 代表取締役 藤原弘美 並びに 5. 丙 吉田晟二	3. 乙 茨城県水戸市千波町 2475 番地 の 21 株式会社 ジャパントラベル 代表取締役 吉田晟二 4. 乙 沖縄県糸満市字真栄里 2049 番 地 1 農業生産法人 有限会社農友連 代表取締役 藤原 弘美 の各社から、 1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 合同会社 クリンクリンナラ 代表社員 吉田正 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社クリン クリンナラの社員である証拠	
丙 20 -⑤	令和 5 年 3 月 25 日付 出向 契約 書	写し	R5. 3. 25	1. 甲 合同会社ク リンクリン ナラ 代表社員 吉田正 並びに 令和 5 年 3 月 25 日付 出向契約 書で、 3. 丙の、 東京都墨田区緑三丁目 11 番 7 号-901 号 カーサヴェルデ アロイパワー(株)様方・濱中昭 一・敏様方 吉田晟二は、	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				2. 乙 ヒューマン ユニテック 株式会社 代表取締役 吉田晟二 並びに 3. 丙 吉田晟二	出向期間令和5年3月25日から令和6年3月24日まで（以降は、1年毎に更新する。）の内容で、 2. 乙 東京都豊島区要町三丁目1番13号 ヒューマンユニテック株式会社 代表取締役 吉田晟二 の会社から、 1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17-2F 合同会社 クリンクリンナラ 代表社員 吉田正 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社クリンクリンナラの社員である証拠	
丙 20 -⑥	令和5年10月1日付 出向契約書	写し	R5.10.1	1. 甲 合同会社ク リンクリン ナラ 代表社員 吉田正 並びに	令和5年10月1日出向契約書で、 3. 丙の、 奈良県天理市杉本町 179-17-2F 吉田晟二 は、 出向期間令和5年10月1日から令和6年9月30日まで（以降は、1年毎に更新する。）の内容で、	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				2. 乙 株式会社エンザ ミンパワー横 浜 代表取締役 大川剛一 並びに 3. 丙 吉田晟二	2. 乙 神奈川県横浜市中区三吉町 2 番地 2 藤平ビル 403 号 株式会社 エンザミンパワー横浜 代表取締役 大川剛一 の会社から、 1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17- 2 F 合同会社 クリンクリンナラ 代表社員 吉田正 の会社へ、出向した事実は、 吉田晟二は、合同会社クリン クリンナラの社員である証拠	
丙 20 -⑦	平成 19年 11月20 日付 出向 契約 書	写し	H19.11 .20	1. 甲 萬玉興業株 式会社（株 式会社豊） 並びに 2. 乙 萬玉組 代表 吉田晟二 並びに 3. 丙 吉田晟二	平成 19 年 11 月 20 日付 出向契 約書で、 3. 丙の、 奈良県天理市杉本町 179-17 吉田晟二 は、 出向期間平成 19 年 11 月 20 日 から平成 22 年 11 月 19 日まで （以降は、3 年毎に更新す る。）の内容で、 2. 乙 奈良県天理市杉本町 179-17 萬玉組 代表 吉田晟二 の会社から、	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				1. 甲 奈良県天理市杉本町 179-17 萬玉興業株式会社 (株式会社豊) 代表取締役 吉田登志子 の会社へ，出向した事実は， 吉田晟二は，個人事業主でも ある証拠	
丙 21	(株)豊が 退社してク リクリンに 訴外吉田 正が代表 社員とし て就任し た手続き 資料の全 て	写し	R2. 7. 1 ～ R2. 11. 10	訴外 弁護士 竹村淳 並びに (株)豊 代表取締役 職務執行者 吉田登志子 並びに 訴外吉田正 並びに 訴外 吉田登志子 並びに 訴外 吉田ちづる 並びに 吉田晟二	(株)豊が退社して，合同会社ク リクリンナラに，訴外吉田 正が代表社員として就任した 事実は， (株)豊と，合同会社クリク リンナラに，資本関係が存在し ない証拠
丙 22	晟二氏が 業務社員 に登記さ れた謄本	写し	R2. 12. 8	奈良地方 法務局登記官 南英樹	令和2年7月1日に，(株)豊 が退社して，同日，吉田晟二 が，業務執行社員に加入した 事実は，吉田晟二が，合同会 社クリクリンナの社員にな った証拠

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 23 -①	金 銭 消 費 貸 借 契 約 書	写し	R3. 5. 17	合同会社クリ ンクリンナラ 代表社員 吉田登志子 並びに (株)豊 代表取締役 吉田登志子 並びに 株式会社 OAK 彌榮 代表取締役 柏木良夫	令和 3 年 5 月 17 日付金銭消費 貸借契約書は、合同会社クリ ンクリンナラより、(株)豊 が、金 2 千万円を借り受け、 株式会社 OAK 彌榮が、連帯保 証人になった事実が、(株)豊 が、丙 3、丙 4 の、工事請負 契約書 1 の契約金の着手金 が、金 200 万円と、実質、着 手金なしの契約は、支払いを しない会社が多い世の中で、 初めての取引相手で、実質、 着手金なしの、悪条件の、工 事請負契約書 1 の契約を締結 することが出来た証拠
丙 23 -②	令 和 3 年 8 月 23 日付 債 権 譲 渡 通 知 書	写し	R3. 8. 23	株式会社豊 代表取締役 吉田登志子	令和 3 年 8 月 23 日付債権譲渡 通知書は、(株)豊が持っている、 訴外株式会社 OAK 彌榮へ の債権の一部で、丙 23-①の 金銭消費貸借契約の返済金 を、合同会社クリンクリンナ ラに返済期限の令和 3 年 9 月 10 日までに、返済するよう に、訴外株式会社 OAK 彌榮に 債権譲渡として、依頼した事 実は、丙 23-①金銭消費貸借 契約のとおり、合同会社クリ ンクリンナラが、(株)豊に、 金銭を貸し付けていた証拠

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 24	令和 4 年 3 月 31 日付 債権 譲渡 通知書	写し	R4. 3. 31	合同会社クリ ンクリンナラ 代表社員 吉田晟二	令和 4 年 3 月 31 日付債権譲渡 通知書で、合同会社クリンク リンナラの債権を、(株)豊に 債権譲渡する内容証明書を、 訴外 OAK 彌榮に送付した事実 は、(株)豊の損害が、大きい 証拠	
丙 25	工 事 請 負 契 約 書 (令 和 3 年 5 月 17 日 付 「 工 事 請 負 契 約 書 2」)	写し	R3. 5. 17	訴外株式会社 OAK 彌榮 並びに 合同会社クリ ンクリンナラ 代表社員 吉田登志子	令和 3 年 5 月 17 日付工事請負 契約書を、訴外株式会社 OAK 彌榮と、合同会社クリンクリ ンナラが、直接契約している 事実は、(株)豊が、合同会社 クリンクリンナラの、発注者 ではない証拠	
丙 26 -①	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 宛の 内 容 証 明 郵 便	写し	R6. 7. 16	合同会社クリ ンクリンナラ 代表社員 吉田晟二	① 普通、賠償責任保険とは、 偶然の事故により他人にケ ガをさせてしまい、他人が 持っているものを壊してし まい法律上の損害賠償責任 を負った場合に備える保険 です。法律上の損害賠償責 任を負った場合に賠償金や 弁護士費用などの損害を補 償するところ、東京海上日 動火災保険株式会社並びに 株式会社東京海上日動パー トナーズかんさいは、本件 事故に関して、合同会社ク リンクリンナラが、既に東 京海上日動火災保険株式会 社並びに株式会社東京海上 日動パートナーズかんさい に報告しているものの、特 約については、一切、対応 してくれない事実	

号 証	標 (原本・写しの 別)	目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
					<p>② 合同会社クリンクリンナラと東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいが契約をして、合同会社クリンクリンナラから東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいが契約金を受け取っているにも関わらず、対応しないことや保険金の不払いは、2005年9月27日に「しんぶん赤旗」や国会で大々的に問題となっていたのであるから、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいには、故意があり、また、重大な過失があるのだから、東京海上日動火災保険株式会社並びに株式会社東京海上日動パートナーズかんさいによる「詐欺事件」である事実</p> <p>③ 丙 26-①の、上記①と、②の事実は、東京海上日動火災保険株式会社並びに東京海上日動火災保険株式会社の代理店でもある、株式会社東京海上日動パートナーズかんさいは、合同会社クリンクリンナラらに、不法行為責任がある証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 26 -②	東京海上日動火災保険株式会社 宛の 郵便物等 配達 証明書	写し	R6. 7. 17	日本郵便株式会社	東京海上日動火災保険株式会社が、令和6年7月17日に、丙19-①の通知を、受領した事実は、東京海上日動火災保険株式会社は、請求された金額を、それぞれ自社の帳簿に、記帳しなければならない証拠	
丙 27 -①	全国労働者共済生活協同組合連合会 宛の 内容 証明 郵便	写し	R6. 7. 16	吉田晟二 並びに 吉田ちづる	① 普通、賠償責任保険とは、偶然の事故により他人にケガをさせてしまい、他人が持っているものを壊してしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険です。法律上の損害賠償責任を負った場合に賠償金や弁護士費用などの損害を補償するところ、全国労働者共済生活協同組合連合会は、事故に関して、報告しているものの、特約については、一切、対応してくれなかった事実 ② 保険契約をして、全国労働者共済生活協同組合連合会は、吉田晟二らから、契約金を受け取っているにも関わらず、対応しないことや保険金の不払いは、2005年9月27日に「しんぶん赤旗」や国会で大々的に問題となっていたのであるか	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
					<p>ら、全国労働者共済生活協同組合連合会には、故意があり、また、重大な過失があるのだから、全国労働者共済生活協同組合連合会による「詐欺事件」である事実</p> <p>③ 丙 27-①の、上記①と、②の事実は、全国労働者共済生活協同組合連合会は、不法行為責任がある証拠</p>	
<p>丙 27 -②</p>	<p>全 国 労 働 者 共 済 生 活 協 同 組 合 連 合 会 こ く み ン 共 済 coop (全 労 済) 共 済 金 支 払 管 理 室 宛の 郵便物 等配達 証明書</p>	<p>写し</p>	<p>R6. 7. 17</p>	<p>日本郵便 株式会社</p>	<p>全国労働者共済生活協同組合連合会こくみん共済 coop (全労済) 共済金支払管理室が、令和6年7月17日に、丙 27-①の通知を、受領した事実は、全国労働者共済生活協同組合連合会こくみん共済 coop (全労済) 共済金支払管理室に、吉田晟二らから、請求された金額を、自社の帳簿に、記帳しなければならない証拠</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 28 -①	損害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社 宛 の 内 容 証 明 郵 便	写 し	R6. 7. 16	吉 田 晟 二	<p>① 普通、自動車保険の対人、対物保険は、車両にて、偶然の事故により、他人にケガをさせてしまい、他人が持っているものを壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険です。法律上の損害賠償責任を負った場合に賠償金や弁護士費用などの損害を補償するところ、損害保険ジャパン株式会社は、事故に関して、吉田晟二が、損害保険ジャパン株式会社代理店担当者に報告・相談したが、吉田晟二から被保険者が事故以降に別の人に、名義変更になっていることの理由で、保険申請を、一切対応出来ないと断られた事実</p> <p>② 吉田晟二と損害保険ジャパン株式会社が契約をして、吉田晟二から損害保険ジャパン株式会社が保険料を受け取っている契約期間にも関わらず、保険対応されない事実</p> <p>③ 損害保険ジャパン株式会社代理人による一方的に申請をさせないことでの保険金の不払いは、2005年9月27日に「しんぶん赤旗」や国会で大々的に、保険金を支払わないといけないのに、そのことを、企業ぐるみで隠ぺいして、保険金を支払わない保険金の不払い問題となって指導があった</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
					<p>のであるから、保険代理人の監理監督責任がある、損害保険ジャパン株式会社が、結局、故意があつて、また、重大な過失があつたことになる事実</p> <p>④ 吉田晟二は、損害保険ジャパン株式会社が対応してくれていれば治まったであろう軽微損害程度が、損害保険ジャパン株式会社の不法行為により、時間とともに拡張した事実</p> <p>⑤ 丙 28-①の、上記①から④の事実は、損害保険ジャパン株式会社は、その不法行為による、拡張された損害賠償支払いも負担する責任がある証拠</p>	
丙 28 -②	損害 保険 ジャパ ン 株式 会社 郵便物 等 配達 証明書	写し	R6. 7. 17	日本郵便 株式会社	損害保険ジャパン株式会社が、令和6年7月17日に、丙28-①の通知を、受領した事実は、損害保険ジャパン株式会社に、請求された金額を、自社の帳簿に、記帳しなければならない証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 29	「登録 解体基 幹技能 者講習 テキスト 【編集 員名・ 編集/ 発行者 名・参 考文 献名 等】」	写し	R6. 3. 22	公益社団法人 全国解体工 事業団 体連合 会	令和 6 年 1 月時点の情報等に基づき編集されたテキストの内容を、一部抜粋して引用した、説明である事実は、引用した、登録解体基幹技能者講習テキストは、熟練した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備えた、専門工事業団体の技能者であり、工事の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能者の目標像としての活躍が期待される認定基準の最高位である技術者が受講する、最新の解体工事のことを、説明したテキストである証拠	
丙 30	「建 築物 解体 工事 共 通 仕 書 様 (平 成 31 年 同 解 説)」	写し	R3. 3. 25	国土交通省大 臣官房官 庁営繕部	この共通仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定した事実は、官庁施設の営繕をする、公共工事の基準であって、民間工事の基準ではない証拠	
丙 31 -①	「作 業 員 名 簿 (一 部 抜 粋)」	写し	R3. 6. 1	合同会社ク リ ン ク リ ン ナ ラ	作業員名簿は、建設業法施行規則により作成が義務付けられている事実は、本件工事会社らが、法令遵守している証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 31 -②	「資格証の写し(一部抜粋)」	写し	R3.6.1	合同会社クリンナラ	丙 31-①の、作業員名簿に資格や免許を記載する場合は、その証明書類のコピーを添付する必要がある事実は、免許証や作業に関する資格証などのコピーを添付して法令遵守している証拠	
丙 32 -①	粉じん作業特別教育内容	写し	S54.7.23	労働省(厚生労働省)	じん肺は職業性の疾患であることが多くのケースですが、じん肺は現代医学において完全に治すことができる治療方法が確立されていないため、病気にならないように予防することが重要であり、そのために、粉じん作業に従事する労働者が、粉じんを吸引し続けることの危険性を認識し自ら予防するための、粉じん作業特別教育が重要な役割を果たす事実は、事業者は労働者を「特定粉じん作業」に従事させるのであれば、粉じん作業特別教育を修了させる義務を負う、本件現場作業員は、粉じんに関する知識や予防方法を習得した証拠	備

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
丙 32 -②	石綿 使用 建 築物 等 解体 等 業務 特 別 教 育 内容	写し	H17. 3. 31	厚生労働省	石綿が使用されている建築物 又は工作物の解体等の作業に 係る業務に労働者を就かせる ときは、事業者は当該労働者 に対し、当該業務に関する衛 生のための法定の特別教育を 行わなければならない（労働 安全衛生法第 59 条第 3 項、石 綿障害予防規則第 27 条等）事 実は、本件現場作業員は、石 綿に関する知識や予防方法を 習得した証拠	
丙 32 -③	支 給 し た 保 護 マ ス ク の 品 番	写し	H28. 6.	興研株式会社	7121 R G 型防毒マスクを、現 場作業員の全員に支給した事 実は、成形板の除去などの石 綿ばく露による健康障害は、 最小限、防止できた証拠	
丙 33	新 規 入 場 教 育 受 講 確 認 書 名 簿 一 覧	写し	R6. 10. 4	吉田晟二	62 名は下らない作業員が、 (株)豊事務所のリフォームに 携わった事実は、実際にリフ ォーム工事をした証拠	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 34- 1~62	新規 入場 教育 受講 確認 署名 原本		R3. 5. 29- R3. 6. 25E	丙 33 一 覧 の 作 業 員 6 2 名	<p>① 作業名のタイトルが、(株)豊事務所スケルトン作業と書かれている事実は、丙 8 の、「建物賃貸借契約書及び借地契約書」のとおり、本件大阪市中央区島之内 2-11-18 の建物と土地を、(株)豊が賃借している証拠</p> <p>② 作業名のタイトルが、(株)豊事務所スケルトン作業と書かれた確認書に、62名が署名した事実は、丙 8 の、「建物賃貸借契約書及び借地契約書」が、偽造の契約書ではない証拠</p> <p>③ 右上の統責者【統括責任者とは、組織や部門において全体を統括し、業務を管理する役職です。統括責任者の例としては、次のようなものがあります。CEO (Chief executive Officer) 最高経営責任者で、会社の経営に関するすべてを統括します。日本の会社では、代表取締役社長や取締役会長にあたる人が CEO の役割に近いです。】に、シャラフィー・アリレザと記載がある確認書に、62名が署名した事実は、(株)豊の作業に、吉田晟二が、関与していない証拠</p> <p>④ 右上の担当者欄に訴外脇田、作業員名簿の照合の</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
					欄に訴外田場と書かれている確認書に、62名が署名した事実は、(株)豊の作業に、吉田晟二が、関与していない証拠	
丙 35 -①	新規 入場 教育 受講 確認書 名簿 一覧	写し	R6.10.4	吉田晟二	16名は下らない作業員が、合同会社クリンクリンナラ工事作業所 RC6F 解体工事島之内の受講確認書に署名した事実は、実際に工事をしている証拠	
丙 36 1~16	新規入 場教育 受講確 認署名 原本	原本	R3.6.30- R3.7.7	作業員16名	① 作業所名のタイトルが、合同会社クリンクリンナラ工事作業所 RC6F 解体工事島之内と書かれている事実は、(株)豊事務所スケルトン作業と書かれていた丙 34の「新規入場教育受講教育」とは、まったく異なる作業内容である証拠 ② 右上の担当者欄に吉田晟二と書かれている事実は、丙 34(株)豊事務所スケルトン作業では、吉田晟二は関与しておらず、合同会社クリンクリンナラ工事作業所(現場)では、担当者として、吉田晟二と書かれている証拠 ③	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				<p>丙 34 の作業名のタイトルが、(株)豊事務所スケルトン作業と書かれている事実と、丙 36 の作業所名合同会社クリンナラ工事作業所 R C 6 F 解体工事島之内と書いてある事実は、本件工事は、分割発注である証拠</p> <p>④ 作業所名合同会社クリンナラ工事作業所 R C 6 F 解体工事島之内の、令和 3 年 6 月 30 日付新規入場者教育受講確認書に、吉田晟二が署名している事実は、合同会社クリンナラの作業で本件現場に、吉田晟二が新規入場している証拠</p>	
丙 37 -①	2021. 6/ 7 付 危険 予知 活動表 (一部 抜粋)	原本	R3. 6. 7	令和 3 年 6 月 7 日の作業員 ら	令和 3 年 6 月 7 日付 (一部抜粋) 危険予知活動表を作成した事実は、全体朝礼の前に、作業する持ち場の班ごとに、本日の作業の内容や、作業手順を話し合った証拠
丙 37 -②	2021. 7/ 5 付 危険 予知 活動表 (一部 抜粋)	原本	R3. 7. 5	令和 3 年 7 月 5 日の作業員 ら	令和 3 年 7 月 5 日付 (一部抜粋) 危険予知活動表を作成した事実は、全体朝礼の前に、作業する持ち場の班ごとに、本日の作業の内容や、作業手順を話し合った証拠

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 37 -③	2021. 7/ 9 付 危険 予知 活動表 (一部 抜粋)	原本	R3. 7. 9	令和 3 年 7 月 9 日の作業員 ら	令和 3 年 7 月 9 日付 (一部抜 粋) 危険予知活動表を作 成した事実は、全体朝礼 の前に、作業する持ち場 の班ごとに、本日の作業 の内容や、作業手順を話 し合った証拠	
丙 38 -①	機 械 設 備 の 御 見 積 書	写 し	R3. 5. 27	株式会 社 リン ク	令和 3 年 5 月 27 日付御見積書 の、品名：コベルコ製バック ホー1.4 m ³ ロングブーム・1 日間 (日割) 1 台/30 万円、 0.7 用クラッシャー (1.4 m ³ ロングブームの先っちょにセッ トしてコンクリートを噛み砕 く大きなハサミの用な形の鉄 の塊) が、1 日間 (日割) 1 台/5 万円の再リース費用が掛 かる事実は、令和 3 年 5 月 27 日付御見積書の品名：コベル コ製バックホー1.4 m ³ ロング ブーム大型特殊車両は、30 日 間で、900 万円の再リース費 用が掛かり、0.7 m ³ 用クラッ シャー (1.4 m ³ ロングブーム の先っちょにセットしてコン クリートを噛み砕く大きなハ サミの用な形の鉄の塊) は、 30 日間で 150 万円の再リース 費用が掛かる証拠	備

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
丙 38 -②	機 械 設 備 の 御 見 積 書 (丙 38 と 同 じ)	写し	R3. 5. 27	株式会社 リンク	<p>A)</p> <p>令和 3 年 5 月 27 日付御見積書の、品名：コベルコ製バックホー1.4 m³ロングブーム・1日間（日割）1台/30万円と書かれた内容の、大型特殊車両に、下記、B)の0.7 m³用クラッシャー（1.4 m³ロングブームの先っちょにセットしてコンクリートを噛み砕く大きなハサミの用な形の鉄の塊）は、別途注文しないと、セットで、付属されていない事実は、</p> <p>令和 3 年 5 月 27 日付御見積書の、品名：コベルコ製バックホー1.4 m³ロングブーム・1日間（日割）1台/30万円は、大型特殊車両である証拠</p> <p>B)</p> <p>0.7 m³用クラッシャー（1.4 m³ロングブームの先っちょにセットしてコンクリートを噛み砕く大きなハサミの用な形の鉄の塊）が、1日間（日割）1台/5万円と書かれた事実</p>	備考
丙 39	(株) 豊 の 株 主 名 簿	写し	R610. 1	株式会社豊 代表取締役 三村勝美社長	吉田登志子及び吉田晟二が、株主名簿に載っていない事実は、吉田登志子及び吉田晟二が、(株)豊の株主でない証拠	備考

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 40	(株)豊の 労災保険関係 成立票 (証拠 351 ページ 目の下 段の 写真)	写し	R3.7.16 午後7時 30分	大阪南警察署 司法警察員 巡查部長 梅村 俊	① 平成29年4月1日付で、 成立した、労災保険関係成 立票の、事業主の住所氏名 欄に、代表取締役三村勝美 社長が、記載され、労働局 に登録されている事実は、 (株)豊の雇用主が、三村勝 美社長である証拠 ② (株)豊の雇用主が、三村勝美 社長である事実は、被雇用 者に対して、すべての権限 を持つ代表者である証拠
丙 41	一般管 理費等 の範囲 の説明 (証拠 360 ページ 目の中 段の 部分)	写し	H31.2.22	国土交通省 大臣官房技術 調査課 港湾局 技術企画課 航空局 航空ネットワ ーク部 航空技術課	国土交通大臣官房技術調査課 が示す、「一般管理費等」の 説明で、法人税、地方税など も一般管理費等に含めると明 記されている事実が、 丙5の覚書にある、追加変更 工事代金の、「一般管理費 等」の参考文献になる証拠
丙 42	(仮称) 大阪市 中央区 島之内 2丁目 計画 新築 工事 計画書	写し	R3.4.3	株式会社エ ム・ケイ設計 事務所 並びに 訴外株式会社 OAK 彌榮	① 証拠368ページ目の 上段部分の、計画概要の 建築地に、「大阪市中心区 島之内2丁目44-9他」 と記載があり、371ペー ジ目の位置図の地図が示す とおり、本件建物解体工事 と同じ場所である事実から、 本件建物解体後の、予定 されていた新築工事の計 画である証拠 ② 本件解体建物の後に予定さ

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
					<p>れている新築工事の計画書を、(株)豊が、把握している事実は、丙3及び丙4の契約締結に至る条件変更で、<u>本件解体建物の後に予定されている新築工事を、訴外株式会社 OAK 彌榮から(株)豊に、発注の内諾があった証拠</u></p> <p>③ 本件解体建物の後に予定されている新築工事の計画書を、(株)豊が、把握している事実は、丙3及び丙4の契約締結に至る条件変更で、<u>丙5「覚書」、丙8「賃貸借契約書及び借地契約書」、丙23「金銭消費貸借契約書」が、セットで、丙3, 丙4の特約条項の内容の筋が通る証拠</u></p>	
丙 43	令和3年7月31日付 土地賃貸借契約書	写し	R3.7.31	訴外藪田朋子並びに株式会社豊並びに訴外株式会社OAK 彌榮	<p>① 令和3年7月31日付土地賃貸借契約書に訴外株式会社OAK 彌榮が連帯保証人になっている事実は、訴外株式会社OAK 彌榮が指示して(株)豊の借地に放置した証拠</p> <p>② 令和3年7月31日付土地賃貸借契約書の内容とおり、丙14の緊急工事等で、訴外株式会社OAK 彌榮が、(株)豊の許可も得ず、訴外株式会社OAK 彌榮の建物の所有物である資材ガラを、(株)豊の資材置き場に大量に放置している事実は、訴外株式会社OAK 彌榮が不法投棄した事実</p> <p>③</p>	

号 証	標 目 (原本・写しの 別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
丙 44	令 和 3 年 6 月 3 0 日 付 土 地 賃 貸 借 契 約 書	写 し	R3.6.30	訴外藪田朋子 並びに 株式会社豊	令和3年6月30日付土地賃 貸借契約書の第2条に記載 の月額25,000円の借 地料の記載は、機器のスク ラップ置場やトラック置場 として利用する、小スペー スの契約であった事実は、 合計約1,410㎡程の、 訴外OAK 彌榮の所有する建 物のコンクリートガラ等建 築資材を、保管するために 借地した場所ではない証拠	